

[レイサムアンドワトキンスCFIUS・米国国家安全保障プラクティス](#)

2023年3月13日 | 第3085号

This Client Alert was originally published in English on September 26, 2022.  
Read the Client Alert in English [here](#).

## 新たなCFIUS大統領令において示された5つのリスク要因：その要点

**バイデン大統領は、外国投資家および経済界に対して、CFIUSが特定のリスク要因を有する取引について精査するとのメッセージを発しています。**

2022年9月15日、バイデン大統領は、米国外国投資委員会（The Committee on Foreign Investment in the United States）（以下「CFIUS」）が実施する国家安全保障審査に関する大統領令（Executive Order: EO）（以下「本大統領令」）を発令しました。これは、CFIUSが1975年に設立されて以来初めての大統領令であり、CFIUSに対して、その審査が「進化を続ける国家安全保障上のリスクに引き続き対応するもの」であることを確保するよう「指示」するものです。本大統領令は、CFIUSの管轄権または審査実施プロセスを拡張するものではありませんが、審査対象取引が米国の国家安全保障に及ぼす潜在的な影響を審査するに際して、CFIUSが考慮しなければならない5つのリスク要因について、詳細なガイダンスを提供しています。また、同時に発表された[ホワイトハウスの声明](#)において述べられているとおり、本大統領令は、「外国投資に対する審査手続の継続的な改善の重要性を認識し、CFIUSに対して、進化を続ける国家安全保障上の脅威に引き続き対応できるよう、その手続、運用および規制について定期的な見直しを継続すべきことを指示」するものです。

### 5つのリスク要因

本大統領令は、対象取引に関連する5つのリスク要因を明示しています。それは、1) サプライチェーンのレジリエンス（強靱性）、2) 米国の技術的リーダーシップへの影響、3) 投資の全体的傾向、4) サイバーセキュリティ、5) 米国人の機微データに関するリスクです。

このうち2つの要因（サイバーセキュリティリスクおよび米国人の機微データに対するリスク）は、CFIUSの根拠法（1950年国防生産法（The Defense Production Act of 1950）第721条。合衆国法典50編4565(f)条にて法典化）で特定された既存の国家安全保障に係る要因を詳述したものです。他の要因については、CFIUSの関連法令・施行規則には明記されていないものの、CFIUSが近年精査対象とすることが増加してきたものの傾向を公式に述べているものであり、驚くには当たりません。

**1. サプライチェーンのレジリエンス（強靱性）：**本大統領令は、CFIUSに対し、防衛産業基盤の内外を問わず、サプライチェーンのレジリエンスと安全性に対する対象取引の影響を検討するよう求めています。本大統領令は、特定の主要セクターに対する外国投資が、サプライチェーンのレジリエンスに向けた取組みを毀損し、将来の供給途絶に対して米国を脆弱にするものとなる可能性を指摘しています。

CFIUSは、取引がサプライチェーンの強靱性に及ぼす潜在的な影響を検討するに際して、特に以下の要素を考慮することが求められています。

- 米国サプライチェーンへの外国人の関与の程度（所有権または支配権の集中を含むがこれらに限られない）
- 国家安全保障に不可欠な製造能力、サービス、重要鉱物資源または技術に関する米国の投資受入能力
- サプライチェーン全体における代替サプライヤーによる多様化の度合い
- 米国事業が、直接的または間接的に、米国政府、エネルギー分野の産業基盤または防衛産業基盤への供給を行っているかどうか

**2. 米国の技術的リーダーシップへの影響：**本大統領令は、CFIUSに対し、米国の国家安全保障にとって重要な分野（マイクロエレクトロニクス、人工知能、バイオテクノロジー・製造、量子コンピューティング、先進クリーンエネルギー（バッテリー貯蔵、水素エネルギー等）、気候適応技術、および食糧安全保障に影響を及ぼす農業産業基盤の諸要素を含むがこれらに限られない）における、米国の技術的リーダーシップに対する対象取引の影響を考慮するよう求めています。

これらの分野における米国の技術的リーダーシップを保護するため、CFIUSは、取引が将来的に国家安全保障を毀損する可能性のある技術革新・適用をもたらすことが合理的に予見されるかどうかを検討します。また、本大統領令は、科学技術政策局（The Office of Science and Technology Policy: OSTP）が、他のCFIUSメンバーと協議のうえ、国家安全保障関連分野における米国の技術的リーダーシップの基礎と評価した技術分野のリストにつき、定期的に公表することを定めています。

**3. 投資の全体的傾向：**本大統領令は、CFIUSに対し、業界における投資の全体的傾向、またはCFIUSの審査対象である単一の取引に関連する一連の取引について考慮するよう求めています。本大統領令は、長期にわたる追加投資が産業分野または技術に及ぼすリスクを強調していますが、これは、このような投資が国内における開発もしくは支配を外国人に譲与し、または外国人に対する有害な技術移転を促進する可能性があるためです。

**4. サイバーセキュリティ：**本大統領令は、CFIUSに対し、取引が悪意あるサイバー対応型活動（機微データを格納するデータベースの侵害、米国における選挙の妨害、スマートグリッドなどの重要エネルギーインフラの妨害など）のリスクを高めるような能力を外国人に直接または間接に与える可能性があるかどうかを考慮するよう求めています。本大統領令は、CFIUSに対し、外国人および米国事業双方について、サイバーセキュリティに係る姿勢、運用、能力およびアクセスを考慮するよう求めています。

**5. 米国人の機微データに関するリスク：**本大統領令は、CFIUSに対し、取引が悪意あるサイバー対応型活動（機微データを格納するデータベースの侵害、米国における選挙の妨害、スマートグリッドなどの重要エネルギーインフラの妨害など）のリスクを高めるような能力を外国人に直接または間接に与える可能性があるかどうかを考慮するよう求めています。本大統領令は、CFIUSに対し、外国人および米国事業双方について、サイバーセキュリティに係る姿勢、運用、能力およびアクセスを考慮するよう求めています。

CFIUSが考慮すべき具体的な事由としては、以下のものが挙げられます。

- 米国事業が、米国人の機微データ（健康、デジタルID、その他生物学的データおよび特定可能または匿名化解除可能なデータを含む）にアクセスすることが可能かどうか
- 米国事業が、外国人において個人または集団を標的とするために使用する可能性がある米国内の小集団に関するデータにアクセスすることが可能かどうか
- 取引が米国人の機微データの外国人への移転を伴うかどうか
- 当該外国人が、当該データを利用する能力を有し、または当該データを利用しようとしたことのある第三者との間に関係を有するかどうか

## 主要なポイント

本大統領令は、これら5つのリスク要因を特定することにより、CFIUSが対象取引の有する国家安全保障上の懸念を生じさせる要因を広範に捉えてきた中で、ここ数年間で明らかになってきた傾向を明確化しています。

- **審査対象取引の先を見据える**：本大統領令は、CFIUSに対し、特定の審査対象取引の先に焦点を当てることを明示的に促しています。本大統領令は、CFIUSが、通知された取引の当事者である外国人がもたらす脅威のみならず、外国人が第三者との間で有する商業的な、投資上の、非経済的な、またはその他の関係がもたらすリスクも併せて考慮するよう求めています。また、CFIUSは、米国事業の現在の技術だけでなく、審査対象取引の結果として生じる、国家安全保障を損なう可能性のある将来の技術革新・適用の可能性を審査します。さらに、本大統領令は、CFIUSが、取引を個々の事案ごとに審査するのみならず、体系的な脅威、課題およびパターンという点からも審査するよう求めています。そのため、CFIUSは、外国人が過去に同一の、類似した、または関連する分野への投資または買収を行ったことがあるかどうかを考慮する必要があります。
- **特定の産業分野への関心**：本大統領令は、米国の技術的リーダーシップおよび／またはサプライチェーンのレジリエンスと安全性に対する高いリスクをもたらす分野を特定しています。かかる分野には、マイクロエレクトロニクス、人工知能、バイオテクノロジー・製造、量子コンピューティング、先進クリーンエネルギー、気候適応技術、および食糧安全保障に影響を及ぼす農業産業基盤の諸要素が該当します。これらのセクターの多くは、近年、他のルートを通じた米国政府による監視の強化を受けています。例えば、最近の[報告](#)によれば、これらのセクターのうちいくつかは、導入が検討されている「逆」CFIUS制度（米国から一定の外国に対して行われる一定のアウトバウンド投資または類似の活動を審査する制度）の潜在的な重点領域となっています。（想定される「逆」CFIUSの詳細については、[「『逆』CFIUSへの準備はできていますか？新たな超党派法案の4つの要点」](#)をご参照ください。
- **個人データに関する懸念を改めて強調**：本大統領令は、2018年外国投資リスク審査現代化法（The Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018、以下「FIRRMA」）の主要な重点領域の一つを改めて表明しながら、CFIUSが、米国人の個人データにアクセス可能な米国事業が関与する取引について引き続き精査することを確認しています。特に、本大統領令は、CFIUSが重視すべきデータを、FIRRMAにおいて「機密性の高い個人データ（sensitive personal data）」と定義されるもののみに限定せず、より広く米国人の全ての機微データとしています。

本大統領令は、CFIUSの国家安全保障審査における重点領域の多くを示した重要なものです。本大統領令は、対象取引に関する潜在的な国家安全保障上の懸念を評価するに際して、CFIUSが幅広い要因を検

討することにつき、大統領によるお墨付きを与えるものです。これは、国家安全保障リスクの判断において、CFIUSが歴史的に有してきた広範な裁量を肯定するものとなっています。

---

本クライアントアラートに関するご質問は、以下のメンバーのいずれか、または通常ご相談いただいている当事務所の弁護士までご連絡ください。

**ジェームズ・H・バーカー**

james.barker@lw.com  
+1.202.637.2200  
Washington, D.C.

**レス・P・カーネギー**

les.carnegie@lw.com  
+1.202.637.1096  
Washington, D.C.

**ダマラ・L・チェンバース**

damara.chambers@lw.com  
+1.202.637.2300  
Washington, D.C.

**ルチ・G・ギル**

ruchi.gill@lw.com  
+1.202.654.7126  
Washington, D.C.

**エイシャ・カデット**

asia.cadet@lw.com  
+1.202.637.2251  
Washington, D.C.

**ジュリー・チョイ・シン**

juliechoi.shin@lw.com  
+1.202.637.1003  
Washington, D.C.

**マシュー・J・クロフォード**

matthew.crawford@lw.com  
+1.617.880.4588  
Washington, D.C.

**ザカリー・N・エディントン**

zachary.eddington@lw.com  
+1.202.637.2105  
Washington, D.C.

**アリソン・K・フギ**

allison.hugi@lw.com  
+1.202.637.1088  
Washington, D.C.

---

クライアントアラートは、レイサムアンドワトキンスが、クライアントその他の皆様に対するニュースレポートサービスとして発行するものです。本クライアントアラートに含まれる情報は、法的助言と解されるべきものではありません。本クライアントアラートのテーマに関する追加的な分析または説明が必要な場合は、通常ご相談いただいている弁護士にご連絡ください（これは、当事務所の弁護士による業務が認められていない法域における法律に基づく法的業務への勧誘ではありません）。当事務所のクライアントアラートの全リストは、[www.lw.com](http://www.lw.com)においてご覧いただけます。ご連絡先情報の更新または当事務所から配信される情報の変更をご希望の場合は、当事務所の[購読者ページ](#)をご覧ください。